

(目的)

第1条 この事業は、地域団体等(以下「団体」という。)が自主的に行うパラスポーツの研修会、講習会等(以下「講習会等」という。)を開催するにあたり、区が団体の申請に基づき、必要な講師等を派遣することにより、地域におけるパラスポーツ推進の人材育成を図り、パラスポーツを通じた区民による障害理解の促進を目的とする。

(派遣対象となる団体)

第2条 区がパラスポーツの講師等を派遣することができる団体は、次に掲げる団体とする。

- (1) 区内の町会及び自治会
- (2) 区内の障害者福祉施設
- (3) 区内の総合型地域・スポーツ文化クラブ
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区内で、スポーツ活動、文化・学習活動及び子ども会活動を行う地域活動団体であって、その構成員の過半数が区内在住者であるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が認める団体

(派遣対象となる講習会等の要件)

第3条 派遣対象となる団体が実施する講習会等について、区がパラスポーツの講師等を派遣することができる講習会等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 次のアからカまでに掲げる要件を全て満たすもの
  - ア パラスポーツの推進を目的としたものであること。
  - イ 不特定多数の来場者を対象としたイベント等ではなく、人材育成を目的とした講習会等であること。
  - ウ 原則として10名以上の受講者を見込んでいる講習会等であること。
  - エ 政治活動、宗教活動若しくは営利活動を目的としたものではないこと。
  - オ 講師が指定した派遣候補時期の中で、開催できる講習会等であること。
  - カ 新型コロナウイルス感染症対策を講じている講習会等であること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が認める講習会等であること

(講師派遣の候補時期)

第4条 区は、あらかじめ、講師から、派遣が可能な時期を確認し、候補日を複数日定め、講師派遣を希望する団体の公募時に、これを周知するものとする。

(講師派遣先となる団体の定数及び講習会等の回数)

第5条 派遣先となる団体数については、予算の範囲内で別途定めるものとする。

2 講師等の派遣は、1団体につき年度内を通じて、1回までとする。

(応募)

第6条 区は、講師派遣を希望する団体に、区が指定する期日までに、別途区が定める応募様式により、書面等にて募集に係る応募を行わせるものとする。

2 応募にあつては、第4条の候補時期の中から、希望する日程を選択するものとする。

(対象団体の選定)

第7条 区は、前条の応募内容について、この要綱に基づき審査し、派遣対象となる団体を選定するものとする。

2 対象となる団体が第5条第1項の規定により定める数を超える場合には、別途抽選により対象団体を選定するものとする。

(対象団体当選通知等)

第8条 区は、前条の規定により対象団体を決定した場合には、当該団体に対して、対象団体当選通知を送付し、通知するものとする。また、対象団体としないことを決定した場合には、その旨を結果通知書により、応募した団体へ通知するものとする。

(申請)

第9条 区は、前条のとおり講師派遣当選通知を受けた団体に、世田谷区パラスポーツ講師派遣申請書(第1号様式。以下「申請書等」という。)を別途区が定める期日までに、提出させるものとする。

(申請書等の審査及び通知)

第10条 区は、前条の規定により申請書等が提出されたときは、この要綱に基づき審査し、講師派遣をすることを適当と認めるときは、世田谷区パラスポーツ講師派遣決定通知書(第2号様式)により、対象団体へ通知する。

(講師)

第11条 区は、前条の規定により講師派遣を決定した場合は、派遣元である競技団体その他の団体等に対し、講師派遣の依頼を行うものとする。

(実績報告)

第12条 区は、講師派遣先の団体に、パラスポーツ講師派遣決定を受けた講習会等の終了後5日以内に世

田谷区パラスポーツ講師派遣事業実績報告書(第3号様式)を区に提出させるものとする。

(謝礼)

第13条 講師等への謝礼額は、予算の範囲内で区が講師等と協議し決定する。

2 講師等への謝礼は、前条の実績報告の内容に問題がないことを確認したうえで、区が講師又は派遣元である競技団体その他の団体等が指定する口座へ直接振り込むものとする。

(会場)

第14条 講習会等の会場については、団体が自ら確保することとする。ただし、会場の確保が困難な場合には、施設の空き状況に応じて、区が会場を確保することができるものとする。

(中止・講習会等の内容の変更の承認)

第15条 区は、講師派遣が決定した講習会等について、開催が中止となった場合又は開催内容の変更が生じた場合には、団体に、速やかにその旨を区に連絡させるものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この事業の運営に必要な事項は、スポーツ推進部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月15日から施行する。